

環境 樹木粉碎車が巡回します

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

剪定くずを資源化し、燃やすごみの減量化へ
樹木粉碎車が拠点巡回し、家庭から発生した剪定くずを処理します。希望する人は次の内容を確認し、環境生活課にお申し込みください。

生垣の剪定などで家庭から季節的に一時多量に発生する剪定くずは、樹木粉碎車が拠点を巡回し、粉碎処理のあと資源化し、燃やすごみの減量化を図ります。
樹木粉碎車は、剪定くずをチップ状にします。チップは、草が生えにくいように、花壇などにまくなどして再利用できます。チップは無料で差し上げます。

■樹木粉碎車の巡回日程

実施日	時間	実施場所
5/28(土)	9:00~11:00	新山白鈴公園
	13:30~16:00	菊陽町役場 車庫北側駐車場
5/29(日)	9:00~11:00	武蔵ヶ丘コミュニティ センター駐車場
	13:30~16:00	菊陽町役場 車庫北側駐車場

※搬入時には、交通に十分ご注意ください。

- 利用料
無料
(袋に入れる必要はありません)
- 処理できる木
家庭系の樹木、枝(竹は5本まで)
- 処理できない木
はげの木、漆の木、木の根、建築廃材、もちの木のように実のついた木、くぎや針金がついている木
- 出すときの注意点
・長さ2メートル、直径12センチを超えないこと。
・粉碎車の故障の原因となるくぎや針金を必ず外してください。
・広がった枝は、枝落としをしてください。
・土や小石のついた枝葉はお断りしています。
- ・巡回日の受付時間前には、実施場所に持ち込まないでください。
- 申込方法
実施日の2日前までに、環境生活課に予約してください。

環境 ごみの分別が分からないときは 教えて！ごみ分別

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

ごみの分別がよくある質問を紹介しています。分別が分からないときは、次のQ&Aで確認してください。

Q プラスチック類のごみ出し日に、ジュースパックとプラスチック容器を同じ指定袋に入れるのは、正しいですか。

A 正しいです。汚れと付属品は、除いてください。

水曜日の「プラスチック類(資源物)」の日に、同じ指定袋に入れてよいものは次の品目です。

- ・マークのついた容器包装類
 - ・プラスチック製品
 - ・再生利用できない紙
- (防水加工された紙など)



Q 梅酒を漬ける大きなびんは、「空かん・空びん」の日に出していいですか。

A 空かんや空びんは、容量に応じて分別してください。

・4リットル以下：「空かん・空びん(資源物A)」



Q 要らなくなったテレビはどのように処分したらいいですか。

A 家電リサイクル法に基づき処分することになります。詳しくは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。また、違法な不用品回収業者にご注意ください。許可を持たない業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄や不正輸出する事例が発生しています。

子育て 子ども手当つなぎ法が成立 子ども手当が平成23年9月まで延長されます

福祉課 子育て支援係 ☎(232)4913

子ども手当が9月まで延長されることにより、毎年6月に行っていた「現況届」の提出は不要になりました。しかし、制度の変更や新制度創設などの可能性がありますので、今後の情報にご注意ください。

子ども手当は、平成22年度単年度限りの法律に基づき支給されてきましたが、平成23年3月31日に、国会で「子ども手当つなぎ法」が成立しました。このことにより、平成23年4月から9月までは、今までどおり子ども手当が支給されることになりました。

なお、子ども手当が6カ月間延長されることで、通常6月に行っていた「現況届」は行われませんので、提出の必要はありません。

また、今後の国の動向によっては、制度の変更などが行われる可能性もあり、10月頃、新たな手続きや届け出などが発生する可能性がありますので、ご注意ください。
制度に変更などがありましたら、「広報きくよう」に掲載し、受給者へ文書でお知らせします。

子ども手当が延長されることでのQ&A



- Q** 子ども手当の月額は、平成23年9月分まで1人当たり13,000円です。
- A** 子ども手当の月額は、平成23年9月分まで1人当たり13,000円です。
- Q** 子ども手当の支払月はいつになりますか。
- A** 平成23年6月10日(金)に平成23年2~5月分、平成23年10月7日(金)に平成23年6月~9月分の支払いを予定しています。
- Q** 子ども手当の対象は、対象はどうなりますか。
- A** 子ども手当の対象は、平成22年度と同じく中学校3年生(15歳に達した最初の3月31日までの子ども)までです。
- Q** 手当月額は、平成23年9月分まで1人当たり13,000円です。

人権擁護委員紹介

氏名	電話番号	地区
上村 隆一	☎232-2731	馬場楠
江藤由紀子	☎232-0527	出分
片山 修一	☎232-7261	下原
紫藤 英二	☎232-9003	南方
改世 順子	☎232-3551	三里木
西田真志子	☎338-9777	武7町内
堀川 妙子	☎232-3580	杉並台
米村 憲子	☎232-2903	新町

昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあって国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、その前後にさまざまな事業を展開しています。

人権 人権問題で困ったら 人権擁護委員にご相談を

人権教育・啓発課 ☎(232)2113

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。私たちの町には、町長から推薦され、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がいます。

今年も啓発活動の重点目標を、「みんなで築こう 人権の世紀」を考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」と定め、国民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人一人の心に訴えていくことにしています。

町では、左記の日程で無料人権相談所を開設するとともに、個別での相談にも応じています。

無料人権相談所開設

人権問題でお困りの人はお気軽にご相談ください。相談は無料で、人権擁護委員が応じます。秘密は固く守られます。

- 期日・場所
- ・6月1日(水) 中央公民館
 - ・9月1日(木) 西部町民センター
 - ・12月1日(木) 中央公民館
- 相談時間
午前10時~午後3時